



職員の懲戒処分について (住民票除票の不正出力等)

令和8年1月30日付けで行った懲戒処分について、以下のとおり報告します。

1 対象職員

市民課マイナンバーカード交付センター 会計年度任用職員 60代 女性

2 処分内容

戒告

3 処分事由

地方公務員法第29条第1項第1号

(法令違反があった場合)

地方公務員法第29条第1項第2号

(職務上の義務に違反があった場合)

地方公務員法第29条第1項第3号

(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)

地方公務員法第33条

(信用失墜行為の禁止)

4 処分日

令和8年1月30日

5 事故の概要

対象職員が住民記録システムを使用して親の個人情報を閲覧した上、「住民票除票」を不正に出力（通常印刷される改ざん防止用紙でなくコピー用紙で出力）し、相続手続きを行っていた親族へこれを手渡した。後日、親族が相続手続きの書類とともに不正に出力された「住民票除票」を法務局へ提出したところ、同局の担当者から市民課へ問い合わせの電話があり、事故が発覚。



6 今後の対策について

- ・事故発覚後、所属において、マイナンバーカード交付センターの全ての会計年度任用職員に面談及び公務員倫理に関する研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めた。また、会計年度任用職員が業務上住民票を確認する場合は、正規職員が出力する運用に改めた。今後、定期的な研修及び注意喚起により再発防止に努める。
- ・本日、職員に対し、副市長名による「綱紀粛正と服務規律の確保」について通知を行い、改めて法律を遵守する義務を負う公務員としての自覚を促し、再発防止に努める。

7 市長のコメント

この度の不祥事により、市全体に対する市民の皆様の信頼を損ねましたことにつきましては、誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、個人情報及び公文書の適正な取扱いの徹底を図り、再発防止に努めて参ります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部人事課 ☎047-366-7306

FAX 047-366-5674 ☎ mcjinji@city.matsudo.chiba.jp

松戸市市民部市民課 ☎047-366-7340

FAX 047-364-3295 ☎ mcshimin@city.matsudo.chiba.jp